

広陵学園に対する寄附金の税制上の優遇措置について

広陵学園への個人からの御寄附については

① 所得税の控除

② 住民税の控除

を受けることができます。

① 所得税の控除



「税額控除制度」又は「所得税控除制度」のいずれかを選択することができます。

A 税額控除制度



寄附金額が年間2千円を超える場合には、その超えた金額の40%に相当する額が当該年の所得税額から控除されます。(所得税額の25%が上限)

B 所得控除制度



寄附金額から年間2千円を差引いた額が所得金額から控除されます。
(寄附金額は所得の40%が限度)

A 税額控除制度は、所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの場合において、所得控除制度と比較して減税効果が大きくなります。

「A 税額控除制度」を選択した場合

$$(寄附金額 - 2,000円) \times 40\% = 所得税控除額$$

② 住民税の控除



御寄附された翌年の1月1日の御住所が**広島県内**であれば「**広島県個人県民税**」、更に**広島市内**であれば「**広島市個人市民税**」の控除が受けれます。

住民税の控除額

$$(寄附金額 - 2,000円) \times 住民税控除率 = 住民税控除額$$

寄附控除率 【広島市内在住】「広島県民税」～ 2% 「広島市民税」～ 8%

【広島市外在住】「広島県民税」～ 4%

< 具体的な寄附例 > 課税所得金額が1千万円以下の場合

寄附金額	5千円	1万円	5万円	10万円
所得税控除額	1,200	3,200	19,200	39,200
住民税控除額	300	800	4,800	9,800
合計	1,500	4,000	24,000	49,000
実質負担率	70%	60%	52%	51%

(注1) 所得額控除額の算定は、税額控除制度を適用しています。

< 寄附金控除の手続き > 寄附金控除には確定申告が必要です。

寄附金控除を受けるには、御寄附された翌年の確定申告期間中に所轄税務署で確定申告を行ってください。確定申告時には次の書類を御用意ください。

[入金の確認ができ次第、確定申告に必要な次の書類をお送りいたします。]

- ① 寄附受領証
- ② 特定公益増進法人であることの証明書(写)
- ③ 税額控除に係る証明書(写)